

趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。

→ 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

概要

1. 基本理念

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

2. 国等の責務等

孤独・孤立対策に関し、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等を規定する。

3. 基本的施策

- ・ 孤独・孤立対策の重点計画の作成
- ・ 孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発
- ・ 相談支援（当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援）の推進
- ・ 関係者（国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者等）の連携・協働の促進
- ・ 当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上
- ・ 地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援
- ・ 孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進

4. 推進体制

- ・ 内閣府に特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部（重点計画の作成等）を置く。
- ・ 地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努める。
- ・ 協議会の事務に従事する者等に係る秘密保持義務及び罰則規定を設ける。

背景

- 社会環境の変化により人と人との「つながり」が希薄化し、コロナ禍により**孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化**
※ 我が国は、社会関係資本に関連する指標（社会的支援（困った時にいつでも頼れる友人や親戚はいるか）等）がG7の中で下位に位置する（国連「世界幸福度報告」）
- 今後、**単身世帯や単身高齢世帯の増加**が見込まれる中、**孤独・孤立の問題の深刻化**が懸念
→ コロナ禍が収束したとしても、社会に内在する孤独・孤立の問題に対し、政府として必要な施策を着実に実施

孤独・孤立対策

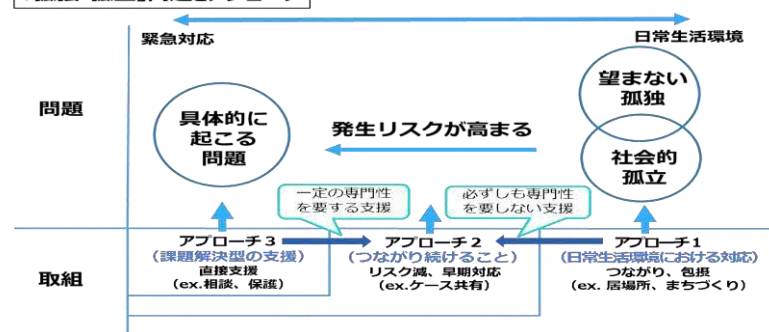
<基本理念>

- (1) 人生のあらゆる場面で誰にでも起こり得る孤独・孤立の問題に、**社会全体**で対応（孤独・孤立対策はすべての国民が対象）
- (2) **当事者や家族等の立場**に立って、施策を推進
- (3) 当事者や家族等が信頼できる人と**対等につながり**、人と人との「つながり」を**実感**できる施策を推進（ウェルビーイングの向上、社会関係資本の充実も）
社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れ、人と人との「つながり」をそれぞれの選択の下で**緩やかに築ける社会環境**づくり
→ 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

<基本方針> → **具体的施策は重点計画に記載**

- (1) **孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会**とする
 - ① 孤独・孤立の実態把握、「予防」の観点からの施策を推進
 - ② 支援情報の発信（ウェブサイト等） ③ 声を上げやすい・声をかけやすい環境整備
- (2) 状況に合わせた切れ目のない**相談支援**につなげる
 - ① 相談支援体制の整備（「孤独・孤立相談ダイヤル」試行等） ② 人材育成等の支援
- (3) **見守り・交流の場や居場所を確保、人と人との「つながり」を実感できる地域づくり**
 - ① 居場所の確保（日常の様々な分野で緩やかな「つながり」を築ける多様な「居場所」づくり等）
 - ② アウトリーチ型支援 ③ 「社会的処方」の活用 ④ 地域における包括的支援体制
- (4) 孤独・孤立対策に取り組む**NPO等の活動を支援、官・民・NPO等の連携を強化**
 - ① NPO等の活動への支援（各年度継続的に支援） ② NPO等との対話の推進
 - ③ 連携の基盤となるプラットフォームの形成（国・地方の官民連携プラットフォーム）
 - ④ 行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

「孤独・孤立」問題とアプローチ



「孤独・孤立対策の重点計画」で、政府が今後重点的に取り組む具体的施策をとりまとめ。毎年度を基本としつつ必要に応じて、重点計画全般の見直しを検討。

⇒ 孤独・孤立対策を本格実施の段階へ進めていくため、国・地方公共団体における安定的・継続的な推進体制等に係る法整備を行う

孤独・孤立対策における地方公共団体の役割と基本的施策

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、孤独・孤立対策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における当事者等の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の理解の増進等)

第九条 国及び地方公共団体は、孤独・孤立対策に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うよう努めるものとする。

(相談支援)

第十条 国及び地方公共団体は、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が、当事者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の支援を行うことを推進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(協議の促進等)

第十一条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより、孤独・孤立対策に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(人材の確保等)

第十二条 国及び地方公共団体は、当事者等への支援を行う人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(孤独・孤立対策地域協議会)

第十五条 地方公共団体は、孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るため、単独で又は共同して、当事者等に対する支援（以下この項、次条及び第十七条第二項において単に「支援」という。）に関係する機関及び団体、支援に関係する職務に従事する者その他の関係者（次条第二項及び第二十一条第二項において「関係機関等」という。）により構成される孤独・孤立対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

趣旨

- 孤独・孤立の問題は複合的な要因によるものであり、当事者等への支援を行う者それぞれ単独での対応は困難。
- このため、国及び地方公共団体において、官・民の取組の連携・協働を図る観点から、**国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者相互間の連携と協働を促進**するために必要な施策を講ずるよう努めることについて、規定するもの。

地方自治体における具体的な取組

官民連携プラットフォーム ※地域の実情に応じて組み立て

関係者間で顔の見える関係を構築し、連携・協働による効果的な施策を推進

行政機関の各部署

当事者等支援を行う
民間団体

地域住民、地域団体

民間企業

その他関係団体

取組例

- ・ 実態把握、取組方針の策定
- ・ 情報共有、相互啓発活動
- ・ **当事者等への支援**
- ・ 社会資源の開発
- ・ 住民への情報発信、普及啓発活動
- ・ 人材確保・育成のための研修

孤独・孤立対策地域協議会

（第15条～第19条関係）

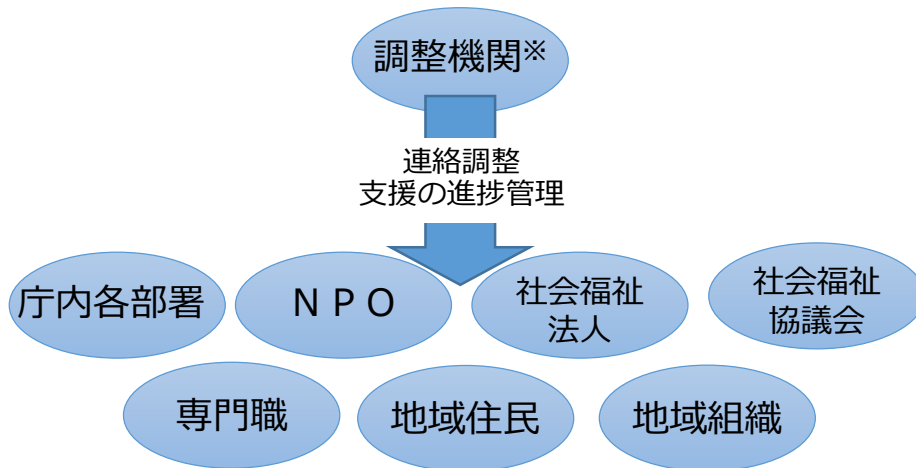
- 当事者等支援を行う関係者で構成
- 具体の支援内容について協議
- 関係者に秘密保持義務（罰則付き）を課すなど関係者間で情報共有を円滑に行える仕組を整備

概要

- 複合的な要因が背景にある孤独・孤立の状態にある当事者等への支援に当たっては、**個々の状況に応じて多様なアプローチや手法による分野横断的な対応**が求められる。
- また、これまでは、関係者間で連携した当事者等への支援を行うに当たって**個人情報**の共有に関するルールがなく、現場で支障が生じたケースがあった。
- このため、**地方公共団体は**、孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るため、単独で又は共同して、当事者等に対する支援に関係する機関等により構成される**孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努めるもの**とするとともに、**関係者間で必要な情報の共有が円滑に図られるために必要な規定の整備**を行うもの。

孤独・孤立対策地域協議会

- ・ 必要な情報を交換し、当事者等への支援内容について協議
- ・ 協議会の従事者に秘密保持義務（罰則付き）をかけるなど、支援に必要な情報を関係者間で共有できる仕組みを整備



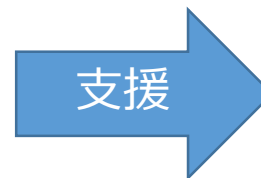
※調整機関は、必要に応じて協議会の構成機関等から指定できる

当事者等

現時点では福祉等の制度による支援の必要はないが、孤独・孤立の状態や心身の健康が悪化しないために何等かの支援をする必要があると認められるようなケースを想定。

具体例：

- ・ 死にたいという気持ちがある。両親ともに病気・障がいを持っており面倒をみているがつらい。仕事はしているが自分も精神疾患で通院中。生活全般の相談がしたい。
- ・ 定年退職後に突然、事故で妻を亡くしてしまい、一人暮らしとなった。友人が心配して訪問するも、放っておいてくれと追い帰されてしまう。家も散らかり放題で、食事も十分に摂れていない様子。



既存の協議体（社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業や生活困窮者法に基づく支援会議、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会、子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者支援地域協議会など）を活用した支援も可能とする運用とする予定

以下参考

孤独・孤立対策地域協議会

(孤独・孤立対策地域協議会)

第十五条 地方公共団体は、孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るため、単独で又は共同して、当事者等に対する支援（以下この項、次条及び第十七条第二項において単に「支援」という。）に係る機関及び団体、支援に係る職務に従事する者その他の関係者（次条第二項及び第二十一条第二項において「関係機関等」という。）により構成される孤独・孤立対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(協議会の事務等)

第十六条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

2 協議会を構成する関係機関等（次項及び次条において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、支援の対象となる当事者等に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(協議会の孤独・孤立対策調整機関)

第十七条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り孤独・孤立対策調整機関（次項及び次条において「調整機関」という。）として指定することができる。

2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

(秘密保持義務)

第十八条 協議会の事務（調整機関としての事務を含む。以下この条において同じ。）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第十九条 第十五条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第二十八条 第十八条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

参考：個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）（抄）

（利用目的による制限）

第十八条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 **法令（条例を含む。以下この章において同じ。）に基づく場合**

二～六 （略）

（第三者提供の制限）

第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 **法令に基づく場合**

二～七 （略）

2～6 （略）

（利用及び提供の制限）

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 （略）

3・4 （略）

地方版「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」推進事業 取組状況

令和5年度 **15**団体

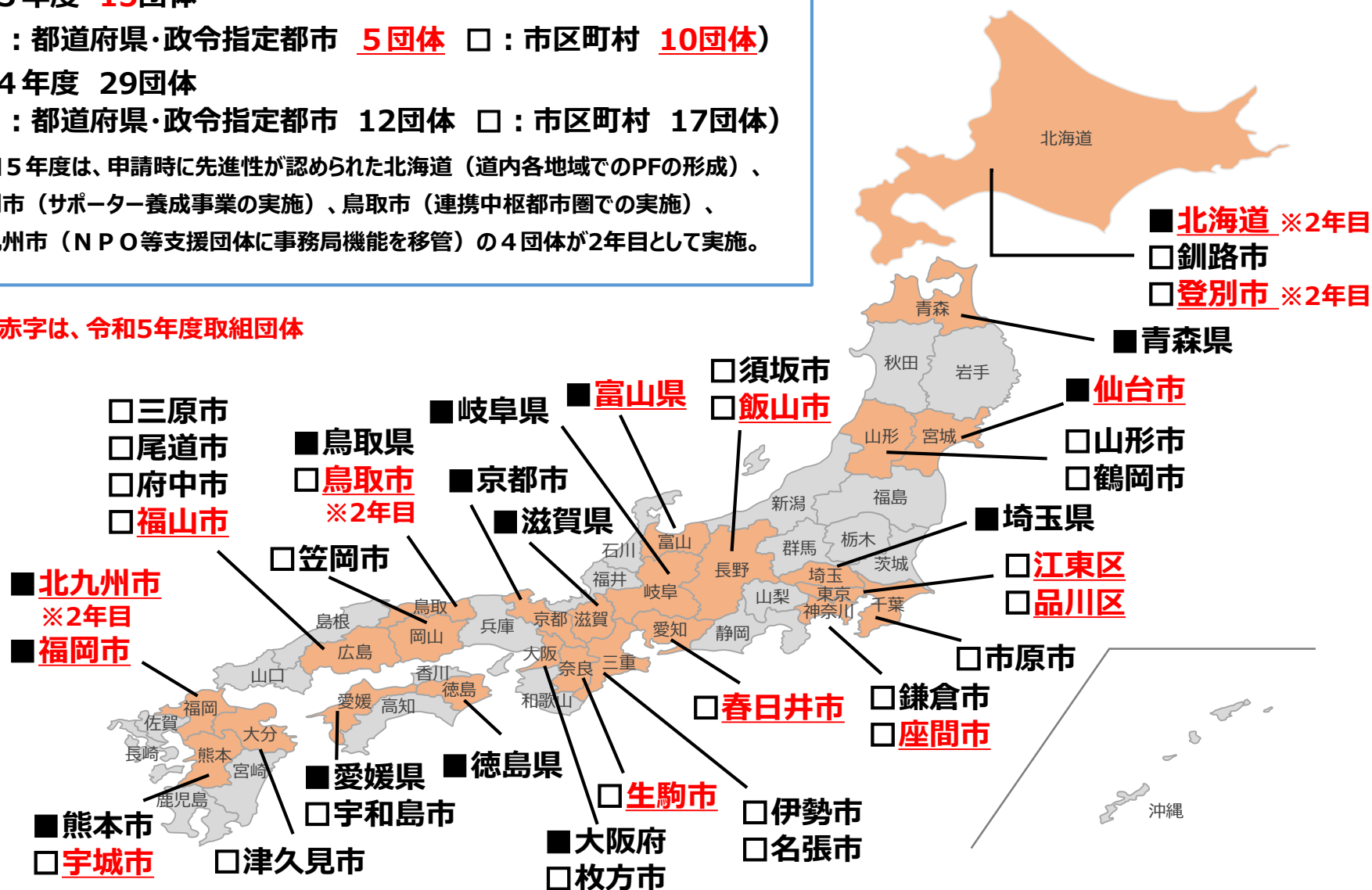
(■ : 都道府県・政令指定都市 **5**団体 □ : 市区町村 **10**団体)

令和4年度 **29**団体

(■ : 都道府県・政令指定都市 **12**団体 □ : 市区町村 **17**団体)

※令和5年度は、申請時に先進性が認められた北海道（道内各地域でのPFの形成）、
登別市（サポーター養成事業の実施）、鳥取市（連携中枢都市圏での実施）、
北九州市（NPO等支援団体に事務局機能を移管）の4団体が2年目として実施。

※赤字は、令和5年度取組団体



設置・運営形態の工夫

- 広域の自治体で連携してPFを設置（連携中枢都市圏を形成する6町との連携）【鳥取県鳥取市】 **事例①**
- PF運営の民間団体への委託【福岡県北九州市】

既存会議体の活用

- 既存の複数の会議体を整理・統合してPFを設置【広島県三原市】 **事例②**
- 重層的支援のための会議体を基盤にしてPFを設置【徳島県】【愛媛県】 **事例③**
※その他、既存の地域づくりの連携会議（岡山県笠岡市）を基盤としてPFを設置する例、被災者支援・復興支援のための会議体（愛媛県宇和島市、熊本県熊本市）を基盤としてPFを設置する例など

構成員等の工夫

- 県内の全市町村が構成員として参加【岐阜県】【埼玉県】 **事例④**
- 地方銀行、郵便局が構成員として参加【鳥取県鳥取市】 **事例①**
※その他、地方銀行が参加（埼玉県、愛媛県）、農業協同組合が参加（三重県伊勢市）、商工会議所が参加（三重県伊勢市、鳥取県ほか）、宅建業協会が参加（徳島県）の例など
- 全国的な中間支援団体をPFのアドバイザーとし、連携してLINE相談を試行実施【山形県山形市】 **事例⑤**

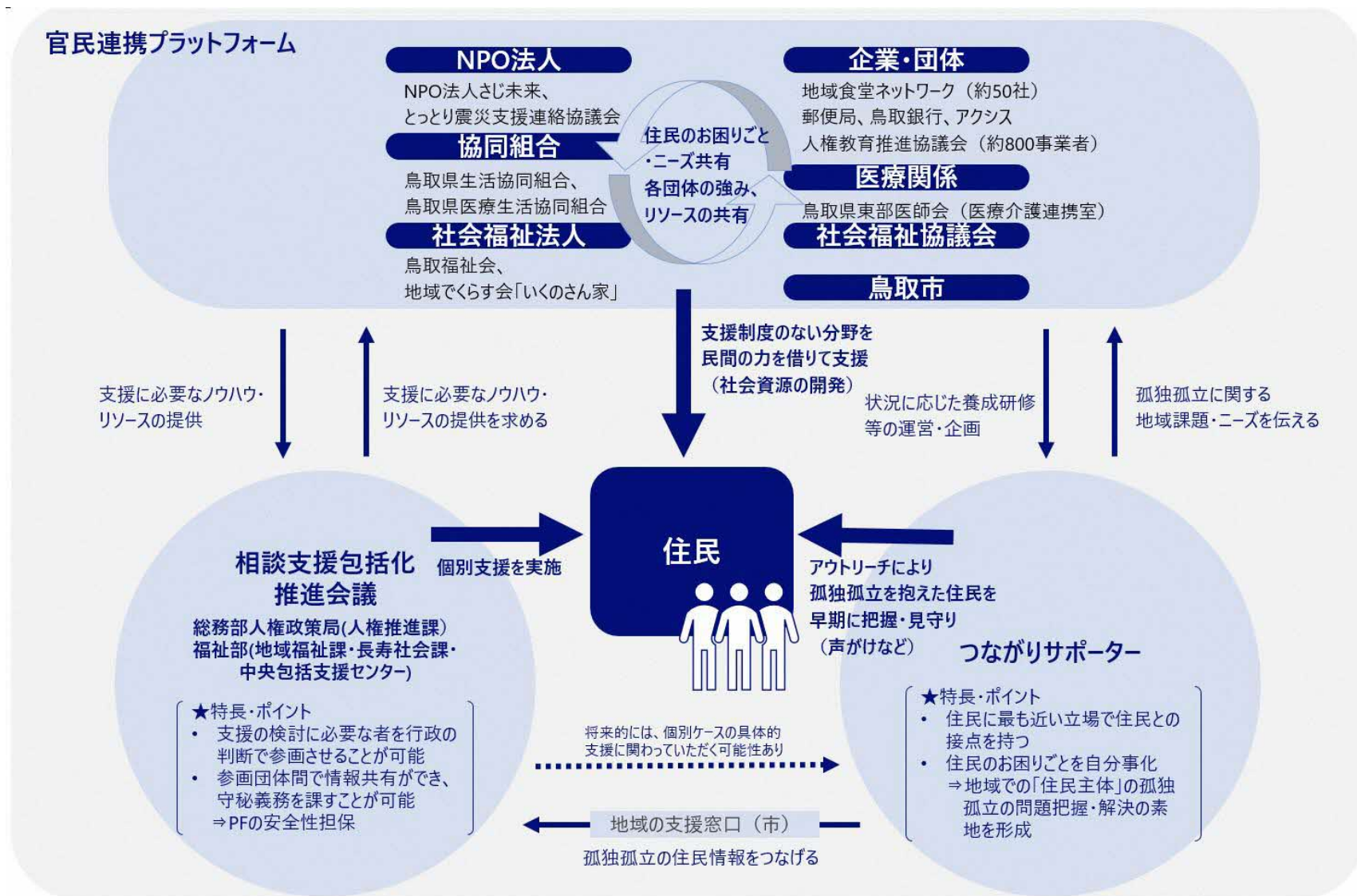
特定のテーマから取組み、広げていく工夫

- ひきこもり等の悩みを抱える子ども・若者とその家族への支援（相談アプリとGIGAスクール端末の活用など）から入り広げていく例
- 自殺予防対策から入り広げていく例【青森県】 **事例⑥**
【大阪府枚方市】

PF構成員と連携した対策の推進

- 相談窓口を開設し、PF構成員の支援機関が連携して対応【鳥取県】【愛媛県】 **事例③**
- 孤独・孤立問題を抱えた住民に早期に声かけできるよう「つながりサポーター」の養成研修を実施【鳥取県鳥取市】 **事例①**
- アートを活用した居場所づくり【神奈川県座間市】

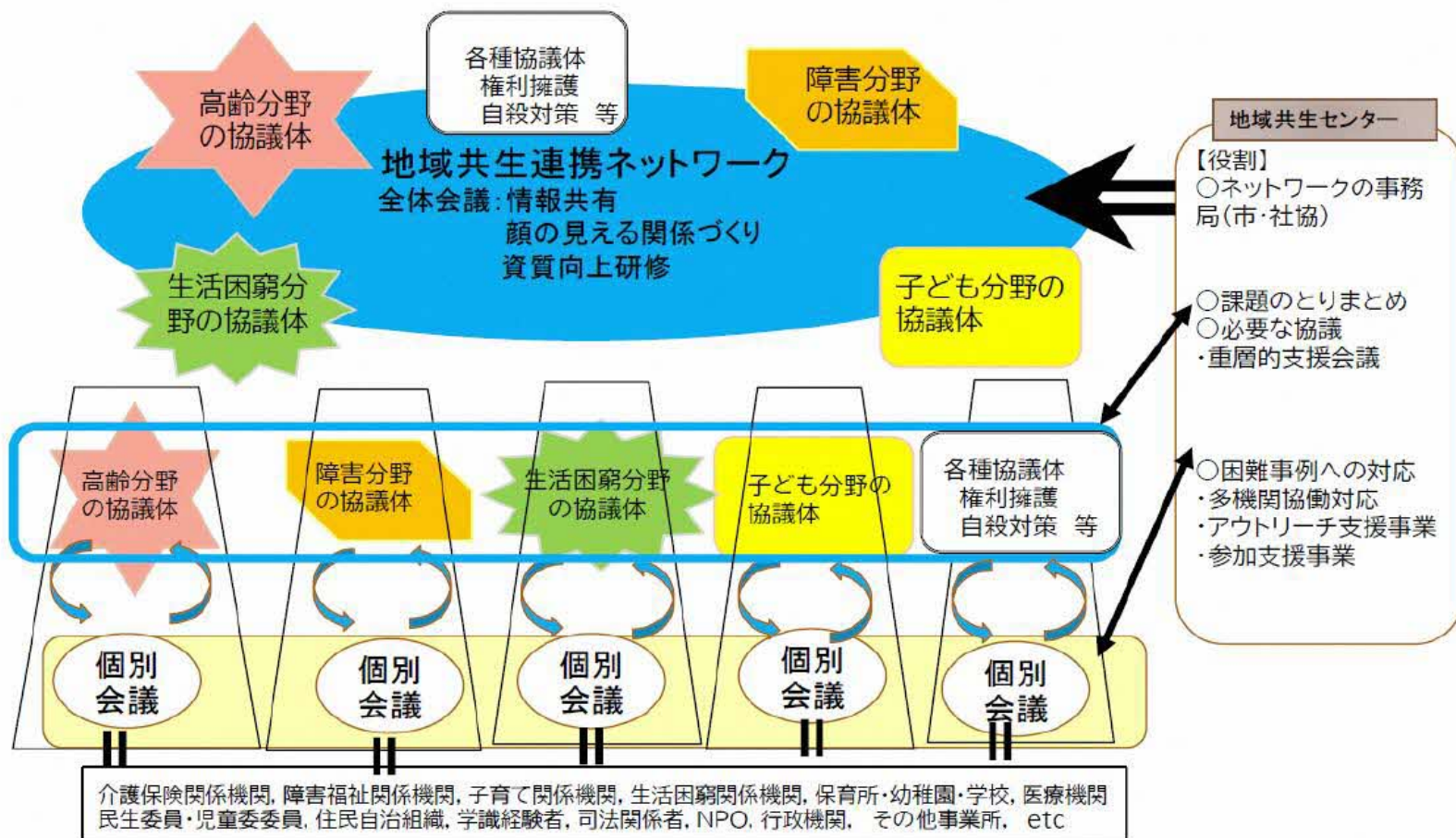
- ・ PFには郵便局・銀行含む多様な構成員が参加。「つながりサポーター」の養成研修、社会福祉法上の支援会議（相談支援包括化推進会議）へのノウハウ提供などを通じて、有機的に連携できる姿となっている
- ・ 今後、連携中枢都市圏を形成する6町（鳥取県4町、兵庫県2町）と連携してPFを拡充設置する方向で取組中



- ・ 市内で既存の会議体についての調査を実施し、それぞれの会議体を実態を整理した上で会議体を整理・統合し、地域共生センターを事務局としたPFを設立。
- ・ 既存の各種協議体を、プラットフォームを構成する部会として配置し、複合課題によって対応が必要な事例をバックアップする体制を整理した。

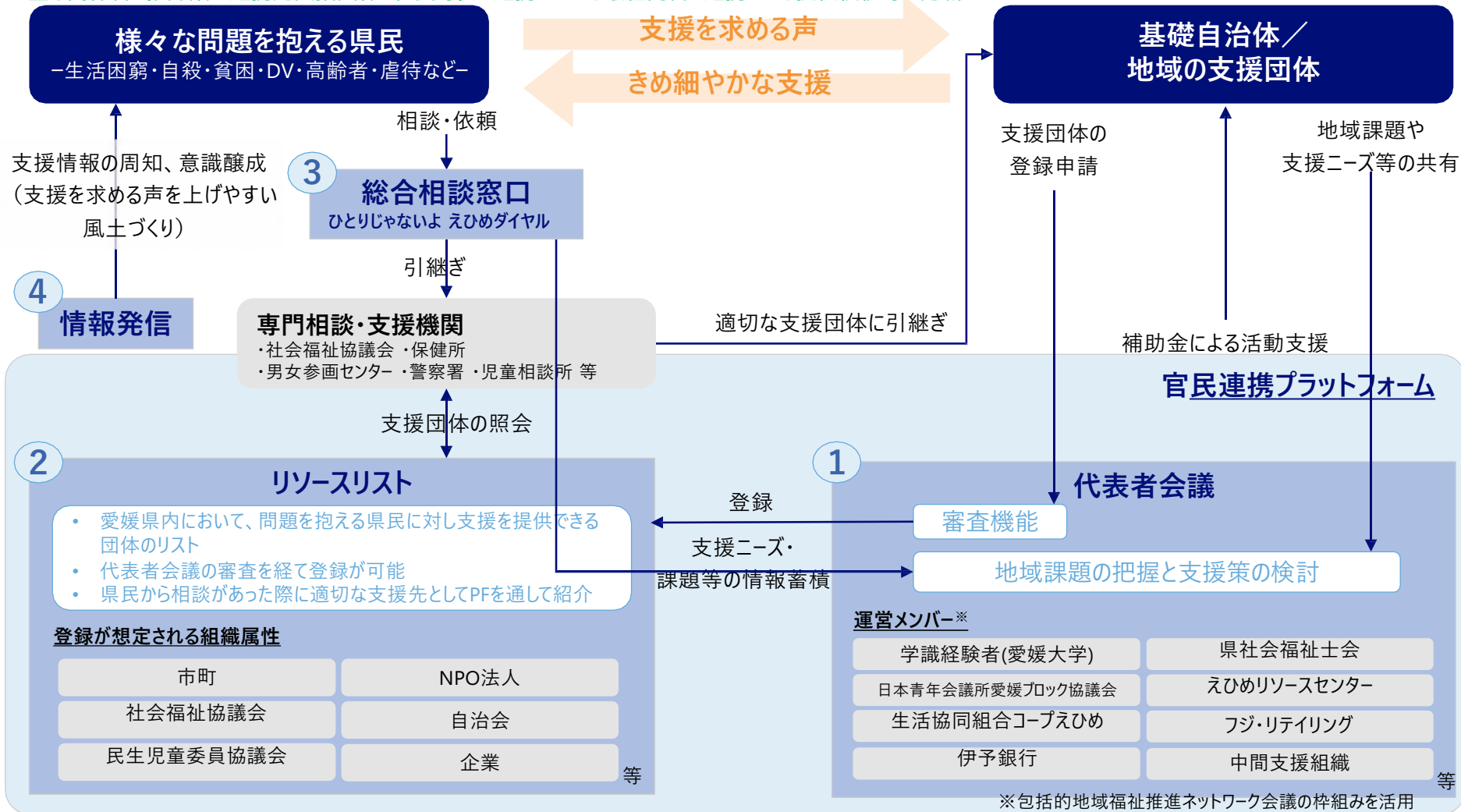
地域共生連携ネットワーク(プラットフォーム)

【目的】社会的孤独・孤立対策を推進するためのネットワーク



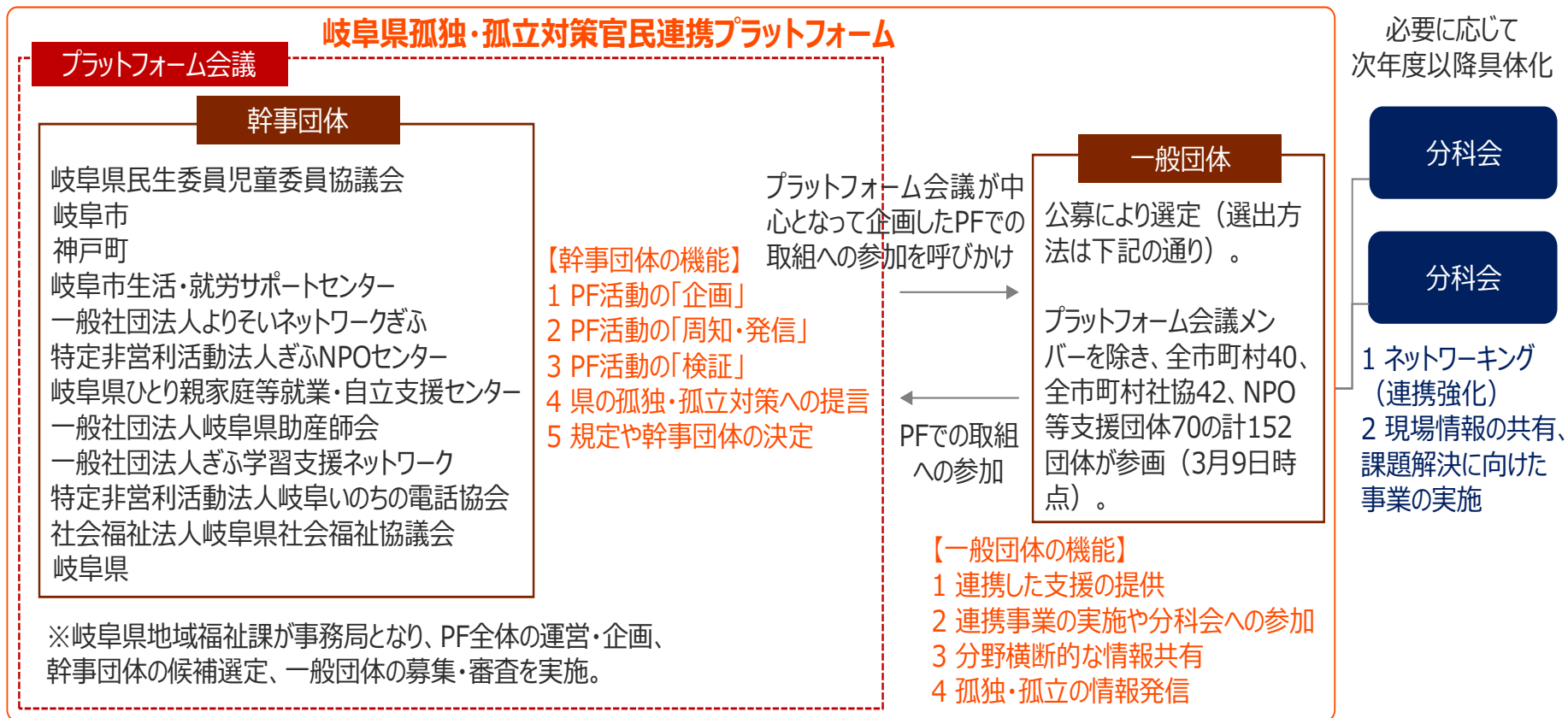
- ・既存の重層的支援会議を基盤にPFを設置。銀行など企業も構成員として参画。
- ・総合相談窓口から、PFのリソースリストに登録されている支援団体までのつなぎの仕組みを構築。

※主な関係者（自治体、連携先支援団体、住民等）、連携における取組内容、連携による提供価値等を記載



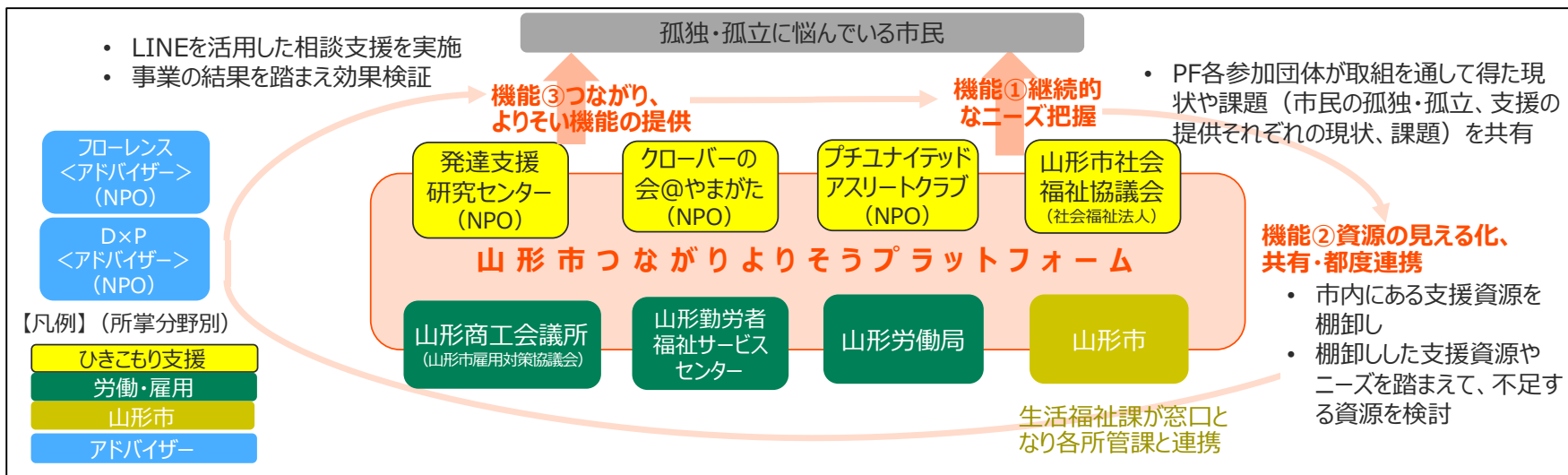
- ・ PFに主体的に参画し、提言する「幹事団体」と、公募により選定される「一般団体」とでPFを構成。
- ・ 県内全市町村がPFに参画しており、定期的に意見交換会や国の動向等の共有を行い、協力的な関係を構築。
- ・ 特定分野（複合的な分野を含む。）や特定エリアを対象としたテーマに機動的に取り組むことができるように、分科会を設置予定。

岐阜県孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの概要



- ・「山形市つながりよりそうプラットフォーム」を新設の組織体として設立。
- ・PFの第1弾事業である「つながりよりそいチャット」の運営にかかわった中間支援団体（運営を行った認定NPO法人フローレンスと、若者支援で豊富な実績を持ち「つながりよりそいチャット」の運営を側面支援する認定NPO法人D×P）にも声掛けし、アドバイザーとしてPFに参加。

山形市つながりよりそうプラットフォームの概要



つながりよりそいチャットの画面



認定NPO法人フローレンスによるプレスリリース

- ・既存のPF（子供・若者支援地域協議会）を再編し、新たに「高等学校以降の子ども・若者の支援について語らう会」を設立。
- ・ひきこもり等の悩みに関し、従来から幅広い世代への支援を実施してきたところ、新たなPF設立により、特に手が届かない、将来的なひきこもりの予防にもつながる中高生への支援を検討し、PFを強化
- ・教育機関と連携し、GIGAスクール端末で利用できるSNS相談アプリの運用を市内小中学校で開始。

ひきこもり等の悩みを抱える子ども・若者（おおよそ15～39歳）とその家族など

ひきこもり・居場所のない中高生（～18歳）とその家族や教員など

相談

既存の面談相談・電話相談

- 子どもの笑顔守るコール（中学生までの教育相談）
- ひきこもり等子ども・若者相談支援センター（15～39歳まで若者相談）など

✓ 子ども・若者本人が面談・電話相談に来るケースは少ない

✓ そこで、更なるアプローチの接点創出を企図

【新規施策①】SNS相談アプリ

- 2022年夏に一部の小中学生を対象に実証実験を実施。
- 2023年度より、GIGAスクール端末に搭載し、恒常的運用開始を計画。

【新規施策②】アウトリーチ的事業の拡充

- 2023年2月よりヤングケアラー支援を目的に家事・育児訪問支援サービスを開始
- 2023年度よりSSW増員

- 相談対応
- 訪問支援
- 相談窓口の周知
- 重層的支援会議との連携による漏れのない支援

